

人口等の推移
45年11月1日現在
総人口 9,713 人
男 4,439 人 女 5,274 人
世帯数 3,096 戸



No. 9
昭和 4 5 年
1 1 月 1 0 日
蒲 生 町 役 場

何十年先でも頼りになる

国民年金

今年七月から、拠出制年
金の給付額が大巾に上がり
ではないのか？」

「老令年金となると、今
十月からは「夫婦二万円
年金」の基礎となる所得比
いか。今苦勞してまじめに
例制（加算年金）も発足し
納めてみても、夫婦で月二
万円なんて、その頃お金の
値打ちはどうなっているか
の十年年金の支給も始まり
知れたものではない」
と云うような声です。

国民年金も制度発足以来
十一年、幾たびかの改正を
重ねて、本当に「頼りなる
国民年金」として成長しま
した。年金に対する理解、
信頼感も段々と、みんなの
中に定着してきました。
しかし、まだ一部に、年
金に対する不安や不信の声
を聞くことがあります。
「国民年金の大事なこと
はよくわかるが、それは今
障害年金なり、母子年金な
りをもらっている人達だけ
は全くないのです。
何故なら、国民年金では
円の年金なんて当てになら

その仕組の中に、皆さんの
不安を解消してゆく調整機
能とでも云うべきものを備
えているのです。つまり、
その時々生活水準や物価
などに適応できるように、
年金額が決められることに
なっているのです。

国は五年目ことに、生活
水準などに合わせて、年金
額を調整するように、いわ
ば被保険者に対する保護義
務として、法律でハッキリ
決められているのです。
ですから、例えば、夫婦
で月二万円年金と云うのは
あなたが今から二十五年
納めた後の月二万円ではな
いのです。昭和四十五年現
在、二十五年納めた人がい
るなら、その人に今のお金
で、月二万円支給しましよ
うと云うことなのです。だ
れから、当然、十年後、二十
年後の年金額はその時々
の物価、お金の価値などに合
わせて改定されていくので
す。

十年先、二十年先の何万
円の年金なんて当てになら
ない」と云う不安、不信は全
くはすれず
国民年金は現在の保障と
です。

皆さんのご協力に

「県知事から感謝状」

結核予防対策事業

ご承知の通り、十月五日 町は、九九%の受診率で厚
県医師会館に秩父宮妃殿下 生大臣の感謝状を受けてい
ます。
回鹿児島県結核予防推進大 本町の本年度の受診率は
約七〇%です。十二月上旬
に、脱ろり検診を行います
から、その際、通知を受け
られた方は一人残らず検診
を受けて下さい。

このことは、結核予防対
策について平素からの皆さ
んのご協力のおかげであり
特に四年度の結核予防対
策全般にわたつての優秀な
予防対策事業に今後とも
皆さんのご協力をお願いし
ます。
診率は、九二%でした。
しかし、おとなりの溝辺
にしてはむしろ、将来の保
障としても頼りになるもの
です。

第22回人権週間

十二月四日～十日

毎年十二月四日から十日 住みよい社会を築くために
 までを「人権週間」と定め も人権侵害を根絶しなければならぬことはいりまで
 法務局及び人権擁護委員連合会では、関係機関・もありません。わたくした
 団体の後援のもとに、国民 ちが生れながらに享有して
 の人権意識の高揚のために いる基本的人権を守るため
 各種の啓発活動を行ないま には、国民一人一人が人権
 す。

本年度の重点目標は「暴 力」の否定」というテーマを 他人に対する人権侵害をも
 とりあげていますが、これ 黙認しない鋭い人権感覚を
 は最近の社会情勢をみると 身につける必要があります
 き学園紛争をはじめとして 生徒の集団制裁、あるいは
 また、夫婦親子の紛争・相 隣関係などにおいて、一方
 的に自己の権利を主張し、 相手の権利を省みず安易に
 暴力に走る傾向が余りにも 多く見受けられるので、こ
 れを戒めるための警鐘とす るためです。
 わたくしたちは、明るく 談所を開設し、人権相談に

応じます。

なお、人権擁護委員はつ ねに地域の中でたえず人間 としての当然の権利を守り

困っている人たちの真の相 談相手として、自宅でも相 談に応じています。当町の 氏名 餅原正之

人権擁護委員は左記の方で すので、どうぞ気軽ににご相談ください。

記

住所 蒲生町上久徳二四五
〇番地(辻下)

所得比例制に ついて

国民年金の新しい制度、 所得比例制(加算年金)が 十月から始まりましたが、 十月末現在で、すでに三十 名以上の加入者がありまし た。皆さんも是非加入され るようおすすめします。

◎年金額は——

納めた月数×百八十円 加算年金額になります。

例えば十年納付の場合 普通の場合 六万円。

比例制を納めた場合 八万六千六百円。

◎誰でも——現在保険料 を納めている人であれば 誰でも加入できます。た だし、免除している人、 五年年金の人は除かれま す。

◎何時でも——任意加入制 ですから、何時でも加入 できます。また途中でや めても、かけた分はかけ 捨てにはなりません。

このように、所得比例制 は苦しくても、かけ金はも つとかけてもいいから、年 老いてから、より高額的年 金をもらいたい」と云う、 多くの皆さんの要望のなか から生まれた制度なのです

公害防止条例施行 一月一日 より施行

より施行

ご承知のように県では多発する公害から、みんなの健康を守るため公害防止条例を施行されました。

この条例の適用を受けて本町でも、公害防止地(水域)の指定を受けることになり、蒲生町特別清掃地域の全域と、別府川(上下)流水域が指定されます。

指定地域内では、公害の伴う施設の規制や川に汚水やごみ、ちり等をする事は絶対に禁止されます。

今までもいろいろご協力いただきありがとうございました。今後は、河川に養豚のし尿や、ちり、ごみ等を流した場合 嚴重な処分を受けることとなります。

きれいな水に、魚が住んで、健全な町民のいこいの場にもなるよう、川を美しい昔のままの自然の姿で保存し ましょう。

魚つり.....

ぼくは、学校からかえると、つりざおをかついで、魚つりにでかけた。

三びきほどつれたとき、かしたの方から、きいろがかつたミルク色の水がどんどん流れてきた。

魚は、さあつと川下の方へにげていつた。

ぼくは、くやしかつた。

せつかく魚がつれていたのに。

ぼくは、つりざおで川のごつた水をたいたいてやつた水がはねて、なんだかへんなにえがした。

そばにいた高校生の人が「ヨートンのクソだ。」といつた。

なぜ、こんなきれいな川にクソを流すのだろう。はたけにまけばよいのにと思う。魚もいきがるしかつたのだ。きつとそうだ。おとなはいけないなあと思う。

河川に汚物の投棄などが

禁止されます

河川法施行令の一部改正

河川法の施行令が一部改正され昭和四五年十一月七日から施行されることになりました。

改正されたなかで本県の河川で最も関係の深い点はあらまし次のとおりです。

▽ 河川を損傷したり、河川区域内に土石、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体、その他

の汚物または廃物をすてることは、全面的に禁止され

ます。みだりにこのような行為をすると三月以下の懲

役または五万円以下の罰金に処せられます。

▽ 河川に一日当り五十立方メートルの汚水を排出する

者はあらかじめ河川管理者(建設大臣または県知事)に届出の義務が生じます。

▽ 河川に一日当り五十立方メートルの汚水を排出する者はあらかじめ河川管理者(建設大臣または県知事)に届出の義務が生じます。

届出をしないと三万円以下の罰金に処せられます。

▽ 河川区域内の土地で土石や竹木などの物件を推積

したり汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するものが付着した物件を洗浄する

ときは、河川管理者の許可が必要で

す。違反者は五万円以下の罰金に処せられます。

▽ このほか川内川のように船が航行するような河川

で必要と認められた場合は建設大臣の定めるところにより

別途航行の方法等について制限することができます。

御承知のように河川は、洪水等の流水をスムーズに流下させ、また国民生活に

最も大事な水道用水やかんがい用水等の水資源を供給する役目を果していますが

本県の河川も水質の汚れがひどく、なかにはちり捨場

同様の極端な河川すら散見されます。また、河川は流水と堤防などからなる敷地と空間を提供して、私たち

のすさみ勝ちな日常に一般住民の自由使用として生活にうるおいを与える公共施設でありますので、今日世論にわき立っている公害防止の見地からも、河川法で流水を汚染させたり、河川敷に汚物を投棄することが禁止されることになりました。

ところで、河川法施行令の施行日である昭和四五年十一月七日現在すでに五十立方メートル以上の汚水を排出している者は、来年一月六日までに河川管理者に届出ようになっております。勿論、届出を怠りません。

と罰則の適用もありますので施行令の詳しいことについては、建設省の出先であります。そして、空地や河

る川内川工事事務所、肝属川工事事務所、または県河川課あるいは土木事務所に

お問い合せください。このように公害防止にも直接役立つことになりました。十分心掛けたいものです。

かねて西部四ヶ町で建設中のじん芥処理場が、加治木町ミロク地区に完成し、十一月七日から操業を始めて

この機会に、本町でも長い間困っていた塵芥処理を抜本的に解決するため、特別清掃地域の塵芥収集をすることにいたしました。

いろいろ地域内の皆さんのご協力を願ひして準備してありますが、十一月一日より正式に収集を始めて

町でこの事業を始めると今までのちり捨場は閉鎖されて、空地や河

きれいな川 美しい町へ

塵芥処理場の完成

かねて西部四ヶ町で建設中のじん芥処理場が、加治木町ミロク地区に完成し、十一月七日から操業を始めて

この機会に、本町でも長い間困っていた塵芥処理を抜本的に解決するため、特別清掃地域の塵芥収集をすることにいたしました。

いろいろ地域内の皆さんのご協力を願ひして準備してありますが、十一月一日より正式に収集を始めて

町でこの事業を始めると今までのちり捨場は閉鎖されて、空地や河

る川内川工事事務所、肝属川工事事務所、または県河川課あるいは土木事務所に

お問い合せください。このように公害防止にも直接役立つことになりました。十分心掛けたいものです。

かねて西部四ヶ町で建設中のじん芥処理場が、加治木町ミロク地区に完成し、十一月七日から操業を始めて

飼犬は

クサリで

つないで

おきましょう

県の飼犬に関する取締り条例が施行された

当時は、よく守られて

いましたが最近またルーズになつて、放し飼

いが目立つてふえ苦情がたくさん舞いこんで

います。

他人に迷惑をかけるのが、民主主義の原則です。

犬を飼う人のマナーとして、必ずクサリで

つないでおきましょう

放し飼いを見かけた方は役場までお知らせ

ください。

どしどし補獲します。手におえない場合は毒殺もいたします。



脳卒中特別対策事業に

ご協力ください

県の計画によつて、脳卒

中特別対策事業が、本町を
含めて県下十一町村で進め
られています。

本町では、去る十一月六

日から十二日間にわたつて
第一次検診が行なわれまし
た。対象者三百余名のう

ち受診した方が二〇二〇名

で、そのうち第二次検診を
受ける必要がある方が三三
名もありました。

本町がこの事業の対象に
選ばれた理由は、脳卒中に

よる死亡者が全国平均の三
倍、県平均の二倍以上もあ
るといふことからでした。

第二次検診を受ける必要

のある方は、いわゆる要注

意者で、そのような方が三
三名もあつたということは
前記の死亡率の高さを裏書
限りではありません。

健康は自分だけのものでは
ありません。

家族全体のものです。

しかし、自分の健康状態を
一番よくわかつているのは
ほかならぬあなた自身なの
です。

このような一斉検診は、

かねがね忙しくて、思つて
はいるがなかなか済まない
という方々に、ふんざりと
いうか、一つの機会を作つ
てあげている訳ですから、

必ず受診するようにしてく
ださい。

第二次検診の際、第一次

を受けられなかつた方のた
めに、第一次検診も併せて
行ないますので、必ず受診
してください。

第二次検診者には、後日

受診の通知をしますが、こ
のような方は危険信号が発
せられた訳ですので、全員
洩れなく検診を受けてくだ
さい。

県畜産品評会に出品

一等賞を獲得

内村醇氏の種雄豚

九月十五日から十七日まで催された第十九回鹿兒島県
で贈答郡中央家畜市場で開 畜産共進会に漆中村部落の



県共で見ごと一等賞を獲得の種雄豚
ドーゾノモアーシゲアキ2号

十頭の中でみごと等賞を
獲得されました。

内村さんは昭和三五年よ
り種雄豚管理者として町内
の種豚改良につくされ、現
在田畑百四アールを耕作し

種雄豚二頭、生産豚五頭、
育成豚五頭、肉豚九頭、計
二二頭を飼育されています

この様な多頭飼育経営の
中から優秀な種雄豚候補を
育成された事は高く評価し
たいものです。

今後県共に出品された種
雄豚候補を立派な種雄豚に
育成され蒲生町の種豚改良
に努力されるよう期待しま
す。

内村醇さんが飼育されてい
る種雄豚候補(名号・ドー
ゾノモアーシゲアキ2号・
昭和三十四年十月一日生)
が始良郡代表として出品さ
れパークシヤ種雄豚候補



「心」を

とりもどそう

蒲生町身体障害者福祉会 ちよつて、「職場をきれいな漆支部のみなさんは、かねにしてください」と、この時から、この世をすがすがしい気持ちで生きて行きたいと念願しておられます。

みんなが、無理をしないで行に移そう...こんな気持ちで、雑巾を何枚かつつ持ち

この雑巾の一枚一枚が、地域社会に住むたくさんの人々の心を、すがすがしいものに磨き上げて行くことでしょう。

善行

◎初給料を

町育英会に

寄付

△さる十月二十六日朝八時頃△町立保育園下の道路で△自転車で転倒した町上の米丸さん(ご老人)を助けて起し△緊急家人に連絡△子どもたちの適切な判断と処置及び善意で大事にたらず米丸さんは大いに感謝されました。△登校中の蒲生小六年生の善行かと思われま

町下の厚地奨さんは、育英会の貸付けを受け、この程大学を卒業し、今年四月、無事就職出来たお礼に、初給料の中、金一〇〇〇円を町育英会に寄付されました。

文化財保護

今年文化財保護法施行20周年にあたり、文化財保護の万全を期するため、国民ひとりひとりが文化財を国民的至宝として愛護するようこの年を契機として、その気運の醸成と条件整備を図るよう努めています。

私達の町にも多くの遺跡があり、文化財保護委員や史談会の方がたがその発掘に努めておられます。まだうずもれたものが数多くあると思います。もしお気づきでしたら町教育委員会にご一報ください。



蒲生の文化財
龍ヶ城磨崖壺千
杵字調査研究進む



心配ごと相談

蒲生町福祉協議会

この世の中には、いろいろ応じておりますので、ささろな、なやみごと、心配ごいなことでも気軽に相談にとのある方がいらつしやるきて下さい。

記

一人できよくよするよりも 一、毎週月曜日午前九時より人に相談して解決すること 午後三時まで
 ができることもあると思ひ 一、場所 福祉寺
 ます。そのため町福祉協 一、相談料はいりません。
 議会では左記により相談に 秘密はかたくまもります。

困つて

おります

「本」を

かえして

図書館は町内皆さんのため、県立図書館の協力をいただき、本の貸し出しをしています。
 ところが本を利用していただくことは大変ありがたいことですが、本がかえつてこないで困つています
 #まい本#になつて、きつと一日も早く仲間のところへ帰りたいと泣いていそとでしよう。
 みんなでさがして下さいもしありましたら、図書館までおとげ下さい。
 子どもさん方の便でも結講です。
 お願い!!
 きつとまい本もよろこぶことではしよう。

九州電力

からの

おしらせ

- 一、転出、転入される際は出来るだけ日曜、祭日をさけ、通常日の勤務時間内に前もつて電話その他の方法で当社の営業所又は営業店にご連絡下さい。
- 二、伐採立合、および引込位置変更については工事の前日までに、電柱移転、小柱建替については、二週間(十四日)前までにご連絡下さい。
- 三、転出される方は、電燈料を日割計算によつて精算させて頂き、引込位置変更および小柱建替等につきましては、工料を前払いして頂くことになつております。

 ありがとうございます。
 次の方々から香典返しとして寄附をいただきました。
 ありがとうございます。
 蒲生町社会福祉協議会

金額	氏名	住所
10,000	有村 蔵助	漆平
5,000	中島 ハツ	辻上
10,000	塚田 義一	西宮市
5,000	長谷場 シゲ	塚田印刷 KK
3,000	永田 十助	西浦下
10,000	岡 芳助	新留前
3,000	漆間 正二	辻下
10,000	山田 正哉	真黒
5,000	小川 ノリ子	川東中
10,000	鮫島 フサ	小川内中
10,000	福田 義光	町上
2,000	中園 美代子	中福良
10,000	小松 勇	漆下
3,000	丸山 澄武	中福良
5,000	松林 裕一	西浦下
10,000	谷川 みち子	川東旭
5,000	平松 巽	千葉県松戸市
5,000	浜田 末吉	漆高峰
3,000	小野 吉次郎	社野
育英寄付		後田中田
10,000	油田 操	山路
		川東下
		油田 糸枝
		有村 行光
		中島 友夫
		塚田 嘉子
		長谷場 域
		永田 仲之進
		岡 テル
		漆間 和子
		山田 庸
		小川 利徳
		鮫島 貞行
		福田 キク
		中園 千歳
		小松 タミ子
		丸山 静雄
		松林 勇
		谷川 洋
		平松 アサ子
		浜田 ナミ子
		山路 フデ